

令和7年度 五條市建設工事等入札参加停止措置一覧表

	商号又は名称	所 在 地	入札参加停止期間 (解除日)	入札参加停止措置理由・該当基準
1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル	令和7年4月16日から 令和7年5月18日まで	入札参加資格者等が業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令がなされ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-2-(2)・第5条第4項